公立学校共済組合静岡支部　短期給付に係る標準処理期間

１　組合員の資格に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 標準処理期間注１ |
| 組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ等の交付 | 15日～30日 |
| 船員組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ等の交付 |
| 任意継続組合員資格の取得及び資格情報のお知らせ等の交付 |
| 任意継続組合員資格の喪失 |
| 任意継続組合員の資格喪失証明の発行 | ５日～10日 |
| 氏名・住所等登録情報の変更 | 15日～30日 |
| 各証注２の交付・再交付 |

注１　標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

注２　資格確認書、限度額適用認定証（限度額標準負担額減額認定証含む）、高齢受給者証、特定疾病受療証。資格情報のお知らせの再交付も含む。

２　被扶養者の資格に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 標準処理期間注３ |
| 被扶養者の認定及び資格情報のお知らせ等の交付 | 15日～30日 |
| 被扶養者の取消 |
| 氏名・住所等登録情報の変更 |
| 各証注４の交付・再交付 |

注３　標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

注４　資格確認書、限度額適用認定証（限度額標準負担額減額認定証含む）、高齢受給者証、特定疾病受療証。資格情報のお知らせの再交付も含む。

３　給付・支給等に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 標準処理期間注５ |
| 決定期間 | 支給期日 |
| 療養費及び家族療養費の支給 | 申請から確定まで、15日～40日支給まではさらに30日 | 給付確定した月の25日ただし、25日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日 |
| 移送費及び家族移送費の支給 |
| 出産費・同附加金及び家族出産費・同附加金の支給 |
| 埋葬料・同附加金及び家族埋葬料・同附加金の支給 |
| 傷病手当金・同附加金の支給 |
| 出産手当金の支給 |
| 休業手当金の支給 |
| 育児休業手当金の支給 |
| 育児休業支援手当金の支給 |
| 育児時短勤務手当金の支給 |
| 介護休業手当金の支給 |
| 弔慰金及び家族弔慰金の支給 |
| 災害見舞金の支給 |
| 訪問看護療養費・同附加金及び家族訪問看護療養費・同附加金の給付 | 90日～120日（自動給付） |
| 高額療養費の給付 |
| 入院時食事療養費の給付 |
| 入院時生活療養費の給付 |
| 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の給付 |
| 船員組合員の療養の給付 |
| 船員組合員の一部負担金の額等の返還 |
| 前納された任意継続掛金の還付 | 35日～60日 | 毎月末 |

注５　標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

４　その他に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 標準処理期間注６ |
| 支払未済の給付請求 | 40日～70日 |
| 第三者行為による損害賠償請求 | ６か月～２年 |
| レセプトの開示請求 | 30日～90日 |

注６　標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

５　留意事項

　　標準処理期間には、次の期間は含まれない。

　(1) 適法な申請を前提に定められたものであるため、形式上の不備の補正等を行う期間

　(2) 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

６　施行日等

　　平成18年12月１日　施行

　　令和７年４月１日　改正